

2

平成23年第2回

東濃西部広域行政事務組合議会定例会

議案説明資料

平成23年7月29日

目 次

- 承第 1 号 東濃看護専門学校を設置及び管理に関する条例の一部を改正
するについて . . . 1
- 議第 1 2 号 東濃西部ふるさと活性化基金条例の一部を改正するについて . . . 3

承第1号

東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震により、被災した看護師養成所に入学予定若しくは在学中の学生の本校への入学又は転学時における特例措置を定めるもの。

【改正内容】

平成23年度の入学予定者に対して、入学試験・許可は入学予定の看護師養成所で実施されたものを本校で実施したものとみなすこと。

入学予定の学生及び在学中の学生が本校に入学又は転学した場合、平成23年度に限り、入学金、授業料、施設整備協力金を全額免除すること。

【施行日】

本条例の施行日は、平成23年4月1日とする。

新旧対照表

新	旧
東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例	東濃看護専門学校の設置及び管理に関する条例
附 則	附 則
1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、最初の入学試験その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。	1 この条例は、平成6年4月1日から施行する。ただし、最初の入学試験その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。
2 <u>平成23年東北地方太平洋沖地震（以下「東北地方太平洋沖地震」という。）において、被災した地域の看護師養成所に平成23年4月に入学する予定の者及び被災した者であって被災した地域以外の看護師養成所に入学する予定のものが入学を希望した場合は、平成23年度に限り、第5条から第8条までの規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</u>	
<u>(1) 入学試験については、入学する予定であった看護師養成所の入学試験を第5条に規定する入学試験とみなす。</u>	
<u>(2) 入学の許可については、入学する予定であった看護師養成所の入学の許可を第6条に規定する入学の許可とみなす。</u>	
<u>(3) 第7条第2号に規定する入学金及び同条第3号に規</u>	

<p><u>定する授業料は、全額免除する。</u></p> <p><u>(4) 第8条に規定する施設整備協力金は、全額免除する。</u></p> <p>3 <u>東北地方太平洋沖地震において、被災した地域の看護師養成所に在学中の学生が転学した場合は、平成23年度に限り、第7条及び第8条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。</u></p> <p><u>(1) 第7条第3号に規定する授業料は、全額免除する。</u></p> <p><u>(2) 第8条に規定する施設整備協力金は、全額免除する。</u></p>	
---	--

議第12号

東濃西部ふるさと活性化基金条例の一部を改正するについて

【改正趣旨】

東濃西部ふるさと活性化基金から生ずる運用益金の残金が発生した場合等の処理規定、及び基金のうち各市出資総額相当額以外の基金の処分の規定を定めるもの。

【改正内容】

第1条中「第15条」を「第16条」に改める。

第3条第1項中、基金の額を10億円以上とし、第3項を削る。

第5条の運用益金の処理について、ただし書で、運用益金に残金が発生したとき、又は次年度以降の振興整備事業に充てる場合等は、東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することができるものとする。

処分規定（第6条）を加え、管理者が振興整備事業の財源として必要な場合は、基金のうち第3条第1項に規定する基金の額10億円を超える部分について、取り崩すことができるものとする。

【施行日】

本条例の施行日は、公布の日からとする。

新旧対照表

新	旧
東濃西部ふるさと活性化基金条例 (目的) 第1条 この条例は、東濃西部地域の振興整備の事業資するため、東濃西部広域行政事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第776号） <u>第16条</u> の規定によりふるさと市町村圏基金を設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。 (第2条は省略) 第3条 基金の額は、10億円以上とする。 2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができる。	東濃西部ふるさと活性化基金条例 (目的) 第1条 この条例は、東濃西部地域の振興整備の事業に資するため、東濃西部広域行政事務組合規約（昭和47年岐阜県指令地第776号） <u>第15条</u> の規定によりふるさと市町村圏基金を設置し、その管理及び処分について必要な事項を定めることを目的とする。 (第2条は省略) 第3条 基金の額は、10億円とする。 2 必要があるときは、予算の定めるところにより基金に追加して積み立てをすることができる。

<p>(第4条は省略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益(以下「<u>運用益金</u>」という。)は、東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出予算に計上し、地域経済振興、文化振興その他地域の活性化に資する事業(以下「<u>振興整備事業</u>」という。)に要する経費に充てるものとする。<u>ただし、当該年度に運用益金を充てる振興整備事業がないとき、当該年度の振興整備事業に運用益金を充ててもなお運用益金に残額があるとき、又は次年度以降の振興整備事業にまとめて充てようとするときは、この限りではない。</u></p> <p>2 <u>前項ただし書に規定する場合においては、運用益金は、東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入する。</u></p> <p>(処分)</p> <p>第6条 <u>管理者は、振興整備事業の財源として必要と認めるときは、基金のうち、10億円を超える部分について、これを取り崩すことができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p>	<p>3 <u>前項の規定により積み立てが行われたときは、基金の額は、積立金相当額増加するものとする。</u></p> <p>(第4条は省略)</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第5条 基金の運用から生ずる収益は、東濃西部ふるさと活性化基金特別会計歳入歳出予算に計上し、地域経済振興、文化振興その他地域の活性化に資する<u>事業</u>に要する経費に充てるものとする。</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。</p>
---	--